

国民年金

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行
 ～年末調整・確定申告まで
 大切に保管を～

平成30年中に納付した国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で社会保険料控除の対象になります（過去の年度分や追納保険料も含みます）。控除を受けるには、支払いを証明する書類が必要です。

今年1～9月に納付した保険料の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際にこの証明書（または領収証書）を添付してください。（10～12月に今年はじめて保険料を納付する人には、来年2月上旬に送付されます。）

家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除に加えることができますので、その証明書を添付し申告してください。

問合せ
 ●貝塚年金事務所 ☎431・

1122)

●ねんきん加入者ダイヤル
 ☎0570・003・004

（ナビダイヤル）

※050から始まる電話でかける場合は、☎03・6630・2525



税

問合せ 税務課

家屋を取り壊したときは忘れずに届出を！

家屋の一部、または全部を取り壊した所有者は、今年中に滅失の届出をしてください。

届出がないと、引き続き固定資産税・都市計画税が課税され、ご迷惑をかける場合があります。

入湯税って何ですか？

本市では一定の成分を含有している温泉「鉱泉浴場」への入湯に対し入湯税を課税しています（井戸水や水道水を沸かしている銭湯などは対象外）。

鉱泉浴場の経営者が徴収し、市に納入することとなります。

納められた入湯税は、観光振興などのイベント助成や環境衛生施設の整備のために使われます。

税額

- 宿泊……1泊150円
 - 日帰り……1日75円
- ※12歳未満の人は課税が免除されます。

◆平成29年度入湯税収入額

999万9千円

税務署からのお知らせ

問合せ 泉佐野税務署
 ☎462・3471

◆消費税の届出は

お済みですか？

個人事業者で、平成29年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合、平成31年分は消費税の課税事業者に該当します。平成31年分から新たに消費税の課税事業者となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」を提出する必要があります。

◆年末調整説明会

平成30年分の源泉所得税の年末調整や、法定調書の記載方法

などの説明会を開催します。

日時 11月22日(木)

午後2時～4時

場所 エブノ泉の森小ホール

※申込不要、参加無料

◆11月11日～17日は

税を考える週間

「平成30年度税を考える週間テーマ～くらしを支える税～」

ホームページやSNSを利用した広報、講演会の実施や関係民間団体などの連携、社会保障・番号制度、ICTを利用した申告・手続きなどに対する取組について紹介します。

※詳しくは、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> をご覧ください。

個人事業税【第2期分】の納期限は11月30日(金)です

8月に個人事業税の納税通知書と合わせて送付しました第2期分の納付書にて納期限までに納めてください。

●納付書を破損・紛失した場合は、下記まで問い合わせてください。（口座振替をご利用の場合、納付書は送付していません。また、年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。）

●個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコード印刷があるもの（30万円以下のもの）については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店

●納付には、便利で安心・安全な「口座振替制度」をご利用ください。

問合せ 大阪府泉南府税事務所 ☎439-3601